

平成26年第5回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成26年10月2日（木曜日）
午後7時38分開会
第7委員会室

委員の選任

平成26年10月2日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

| | |
|--------|--------|
| 砂川利勝君 | 具志堅透君 |
| 又吉清義君 | 新垣良俊君 |
| 浦崎唯昭君 | 仲村未央さん |
| 崎山嗣幸君 | 狩俣信子さん |
| 玉城満君 | 瑞慶覧功君 |
| 奥平一夫君 | 吉田勝廣君 |
| 前島明男君 | 西銘純恵さん |
| 嘉陽宗儀君 | 儀間光秀君 |
| 比嘉京子さん | 新垣安弘君 |

委員長、副委員長の互選

平成26年10月2日、指名推選により崎山嗣幸君が委員長に、儀間光秀君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成26年10月2日、理事に具志堅透君、奥平一夫君及び西銘純恵さんが選任された。

出席委員

| | | |
|------|--------|-------|
| 委員長 | 崎山嗣幸君 | |
| 副委員長 | 儀間光秀君 | |
| 委員 | 砂川利勝君 | 具志堅透君 |
| | 又吉清義君 | 新垣良俊君 |
| | 仲村未央さん | 玉城満君 |
| | 瑞慶覧功君 | 奥平一夫君 |
| | 吉田勝廣君 | 前島明男君 |
| | 西銘純恵さん | 嘉陽宗儀君 |
| | 比嘉京子さん | 新垣安弘君 |

欠席委員

浦崎唯昭君
狩俣信子さん

本委員会に付託された事件

（10月2日付託）

- 1 乙第26号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第27号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 認定第15号 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

- 20 認定第18号 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第19号 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第20号 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第21号 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 24 認定第22号 平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 25 認定第23号 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

業特別会計決算の認定について

- 18 認定第14号 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 19 認定第15号 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 20 認定第16号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第17号 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 22 認定第18号 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 23 認定第19号 平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第20号 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 25 認定第21号 平成25年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 26 認定第22号 平成25年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任について

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第26号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第27号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 6 認定第2号 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第3号 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第4号 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第5号 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 10 認定第6号 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第7号 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 12 認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 13 認定第9号 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第10号 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第11号 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 16 認定第12号 平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 17 認定第13号 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事

○宮城優議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、前島明男委員が年長者でございますので、この際、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、前島明男委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

前島明男委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

（前島明男委員、委員長席に着席）

○前島明男年長委員 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長の互選方法について協議)

○前島明男年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、崎山嗣幸委員を委員長に指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、崎山嗣幸委員が委員長に互選されました。ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

皆さんの御推薦で委員長に就任することになりました。議論をまた活発にして、私も皆さんの御協力を得て頑張りたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

○崎山嗣幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選方法について協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、儀間光秀委員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、儀間光秀委員が副委員長に互選されました。

ただいま副委員長に選任されました儀間光秀委員の就任の御挨拶を自席にてお願いいたします。

○儀間光秀副委員長 ただいま御指名いただきました儀間光秀です。一生懸命委員長をサポートしてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○崎山嗣幸委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○崎山嗣幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

乙第26号及び乙第27号の議決議案2件、認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算23件については、閉会中に審査することとし、議長に対して閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○崎山嗣幸委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領の取り扱いについて協議)

○崎山嗣幸委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○崎山嗣幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○崎山嗣幸委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○**崎山嗣幸委員長** 再開いたします。

これより理事3人の選任についてお諮りいたします。

理事に、具志堅透委員、奥平一夫委員、西銘純恵委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**崎山嗣幸委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく各常任委員長への調査依頼書等の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**崎山嗣幸委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月14日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時55分散会

決算特別委員会運営要領

- 1 委員会室
第7委員会室を使用する。
- 2 委員席の配置
別紙第1のとおりとする。
- 3 審査日程等
 - (1) 審査日程は別紙第2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。
 - (2) 室部局に係る事項については、所管の常任委員会に調査を依頼して行うものとする。(別紙様式1)
 - (3) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
 - (4) 常任委員長は、調査終了後に調査報告書を提出するものとする。(別紙様式2)
- 4 質疑の要領
 - (1) 質疑の時間は、審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
 - (6) 質疑の順序は多数会派順とする。
- 5 説明員
決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。
- 6 常任委員長等に対する質疑
 - (1) 常任委員長から提出された調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合、当該常任委員長等を委員外議員として出席を求めものとする。(別紙様式3)
 - (2) 決算委員は、常任委員長の報告に対して質疑を行う場合には、常任委員長への質疑を行う日の前日(県の休日を除く。)の午後3時までに政務調査課に通告するものとする。(別紙様式4)
 - (3) 常任委員長等への質疑は、2回を超えないものとする。
- 7 要調査事項に対する質疑
 - (1) 常任委員長から提出された調査報告書の「要調査事項」に関し、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。

(2) 知事等に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項について、まず委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとする。

8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

9 その他

決算議案の審査等については、本要領及び「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（平成26年9月22日議会運営委員会決定）に基づいて行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| 議 会 事 務 局 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

| | | | | |
|----------------------|--|--|--|--------------|
| (録音・計時) 議 会 事 務 局 | | | | 補 助 答 弁 席 |
|----------------------|--|--|--|--------------|

| |
|------------------|
| 議 会 事 務 局 |
| 崎 山 嗣 幸 委 員 長 |

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| 残 時 間 モ ニ タ ー | 説 | 明 | 員 |
|------------------|---|---|---|

| | | |
|--|--------|--------|
| | 具志堅透委員 | 砂川利勝委員 |
|--|--------|--------|

| | | |
|--------|--|--------|
| 狩俣信子委員 | | 仲村未央委員 |
|--------|--|--------|

| | | |
|--------|--------|--------|
| 浦崎唯昭委員 | 新垣良俊委員 | 又吉清義委員 |
|--------|--------|--------|

| | | |
|--------|--------|-------|
| 奥平一夫委員 | 瑞慶覧功委員 | 玉城満委員 |
|--------|--------|-------|

| | | |
|--------|--------|--------|
| 新垣安弘委員 | 前島明男委員 | 吉田勝廣委員 |
|--------|--------|--------|

| | | |
|--------|--------|--------|
| 儀間光秀委員 | 嘉陽宗議委員 | 西銘純恵委員 |
|--------|--------|--------|

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--------|
| | | 比嘉京子委員 |
|--|--|--------|

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

決算特別委員会審査日程

5階 第7委員会室

| 年 月 日 | 曜 日 | 時 間 | 事 項 | 関係室部局等 |
|----------------|-----|--------------------------------------|--|--|
| 平成26年 10月2日 | 木 | 本 会 議 及 委 員 了 終 | <ul style="list-style-type: none"> ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件 | |
| 10月14日 | 火 | 10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○平成25年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑 | 会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員 |
| 10月15日 | 水 | 10時 | 各常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○所管事務に係る決算事項調査 | 関係室部局 |
| 10月16日 | 木 | 10時 | 各常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○所管事務に係る決算事項調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議 | 関係室部局 |
| 10月17日 | 金 | | ○決算調査報告書整理日 | |
| 10月18日 | 土 | | | |
| 10月19日 | 日 | | | |
| 10月20日 | 月 | | ○決算調査報告書整理日 | |
| 10月21日 | 火 | | <ul style="list-style-type: none"> ○決算特別委員への決算調査報告書の配付(正午) ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り(午後3時) | |
| 10月22日 | 水 | 10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議 | |
| 10月23日 | 木 | 10時 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成25年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成25年度一般会計及び特別会計決算 ○平成25年度企業会計決算 ○総括質疑及び採決 | |

(案)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

決算特別委員長

〇 〇 〇 〇 殿

各常任委員長

〇 〇 〇 〇

決 算 調 査 報 告 書

本委員会は、月 日 に依頼のあった決算議案の調査結果を、下記のとおり報告します。

記

| 議案番号 | 件 | 名 |
|------|---|---|
| | | |

2 決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項 (要調査事項)

3 特記事項

(案)

(別紙様式1)

平成 年 月 日

各常任委員長

〇 〇 〇 〇 殿

決算特別委員長

〇 〇 〇 〇

付託議案の部局別調査依頼について

本委員会に付託を受けた決算議案について、所管の常任委員会において室部局別調査を行っていただくようお願い計らい願います。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願いを申し上げます。

記

| 常任委員会名 | 件 | 名 |
|--------|---|---|
| | | |

(案)

(案)

(別紙様式4)

(別紙様式3)

| | | | |
|---|-------|-----|----|
| 平成 年 月 日 | 午前・午後 | 時 分 | 受付 |
| 発 言 | 通 告 | 書 | |
| 質 疑 | 質 疑 | | |
| 質 疑 の 内 容 | | | |
| <p>上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領6の規定により 通告いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 決算特別委員 印</p> <p style="text-align: right;">決算特別委員長 殿</p> | | | |

平成 年 月 日

各常任委員長

○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長

○ ○ ○ ○

委員会への出席依頼について

みだしのことについて委員会の審査のため必要ですので、沖縄県議会会議規則
第75条に基づき御出席願います。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前 時
- 2 場 所 第7委員会室
- 3 事 件 ○○○○について

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

常任委員会に対する決算議案の調査依頼は、特別委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査することにより、効率的で充実した審査に資することを目的とし、決算議案の審査等に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 委員会室について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、常任委員会での協議に基づき常任委員長が作成するものとする。この場合、常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を常任委員長に一任することができるものとする。

- (2) 調査報告書に記載する事項は、常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。
- (3) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
- (4) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 調査報告書に対する質疑について

- (1) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。
- (2) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長を委員外議員として出席を求めるものとする。

7 要調査事項に対する質疑について

- (1) 決算特別委員会は、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める要調査事項について、同委員会の決定を経て知事等の出席を求め、総括質疑を行うことができるものとする。
- (2) 知事等への要調査事項に対する総括質疑は、同委員会の最終日に決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8 その他

- (1) 上記6及び7に係る質疑の時間及び方法その他必要な事項は決算特別委員会において決定するものとする。
- (2) 決算特別委員会の円滑な運営に資するため同委員会に理事会を置くものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

| 年月日 | 委員会 | 時間 | 事項 | 関係室部局等 |
|-----------------------|-------------|----------------------|---|---------------------------------------|
| 9月定例会 会期中 (1日目) | 決算特別 委員会 | 本会議及 び各委員 会終了後 | ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件 | |
| 以降 閉会中 (2日目) | 決算特別 委員会 | 10時 | ○平成○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○平成○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑 | 会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員 |
| (3日目) | 各常任 委員会 | 10時 | ○所管事務に係る決算事項の調査 | 関係室部局 |
| (4日目) | 各常任 委員会 | 10時 | ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議 | 関係室部局 |
| (5日目) | | | ○決算調査報告書整理日 | |
| (6日目) | | | ○決算調査報告書整理日 | |
| (7日目) | | | ○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り | 報告書配付 時刻:正午 質疑通告締め切 り時刻:午後3時 |
| (8日目) | 決算特別 委員会 | 10時 | ○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議 | |
| (9日目) | 決算特別 委員会 | 10時 | ○総括質疑 ○裁決 | 関係室部局等 |

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 前島明男

委員長 崎山嗣幸